

エコフィードを活用した畜産物生産の優良事例表彰要領

平成27年8月13日付け27年度発中畜第 577号

一部改正 平成28年6月28日付け28年度発中畜第 411号

一部改正 平成30年6月20日付け30年度発中畜第1091号

1 趣旨

公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、これまで確立した食品残さ等の飼料化技術等を活用し、特色ある畜産物を生産する先進的な事例を調査し、波及性の高い優良事例の選定を行うとともに事例発表・表彰式を開催し、もってエコフィードの生産、利用の普及拡大に資する。

2 主催者

この表彰は、中央畜産会が主催する。

3 表彰の対象

次の各号に該当する個人、法人、団体等（以下「団体等」という。）でエコフィードを給与し、特色ある畜産物生産に取り組む者又はグループとして取り組む者。

(1) エコフィード認証制度の認証を受けたエコフィードあるいは生産段階におけるエコフィードの製造、保管および使用等について「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」（平成18年8月30日付18消安第6074号）を遵守していること。

(2) 年間を通じて安定してエコフィードの給与を行っていること。

(3) 取り組みに継続性が見込まれること。

4 応募方法

(1) 応募は、3の選賞対象となる団体等が行うものとし、自薦、他薦の別は問わないものとする。

(2) 中央畜産会は、道府県畜産協会等（以下「県協会等」という。）に対し、5の(2)の審査の視点に基づく優良事例の調書（別紙様式）について、協力依頼を行うものとする。

5 審査方法と視点等

(1) 審査方法

中央畜産会は、学識経験者等を中心として構成する選考委員会により、県協会等から推薦のあった書類等に基づき、最優秀事例、優秀事例を選考することとする。

なお、選考委員会が必要と認めた場合は現地確認を行うことができるものとする。

(2) 審査の視点等

審査の視点は、エコフィードを給与した特色ある畜産物生産の取り組み活動の内容、その成果等に関する以下の諸点とする。

- ① 飼料費の低減に寄与しているか
- ② 生産された畜産物の品質の向上が図られたか
- ③ 畜産物の生産性の向上が図られたか
- ④ 畜産物の付加価値が高まったか
- ⑤ 排出元から給与まで衛生的な管理がなされているか
- ⑥ 食品廃棄物処理費用が軽減されているか
- ⑦ 食品リサイクルの取り組みとして地域貢献度が高いか
- ⑧ 継続性が見込まれるか
- ⑨ 波及性、普及性が今後期待できるか
- ⑩ その他

6 表彰

(1) 表彰の種類と点数

表彰は、表彰状を授与して行うものとし、表彰の種類と点数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ①最優秀賞：農林水産省生産局長賞 | 1点（予定） |
| 中央畜産会長賞（最優秀賞） | 1点 |
| ②優 秀 賞：中央畜産会長賞（優秀賞） | 2点 |
| ③そ の 他：選考委員会が特に必要と認める場合 | |
| 中央畜産会長賞（特別賞） | 必要と認める場合 |

(2) 表彰式等

表彰者ならびに畜産会等、関係者参集の下、東京都内において事例紹介及び表彰式を年1回開催し、優秀な実績および特色ある取り組みや活動内容について普及拡大に資する。

7 費用の負担

この事業に要する費用は、中央畜産会が負担する。

8 その他

本要領に定めのない事項については、中央畜産会会長が別に定める。